

資金収支計算書

【病院会計準則】	【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】	勘定科目【B】			
科目区分	科目区分			
大区分	大区分	中区分	小区分	
<業務活動によるキャッシュ・フロー>	<経常活動による収支> 【収入】			
医業収入	医業収入	入院診療収入 室料差額収入 外来診療収入 保健予防活動収入 受託検査・施設利用収入 その他の医業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の医業収入	会計一元化のため追加
医療材料等の仕入支出		(保険等査定減)		新基準の医薬品費、診療・療養費等材料費、 介護用品費、日用品費、教養娯楽費に該当
給与費支出				新基準の給与費に該当
委託費支出				新基準の業務委託費に該当
設備関係費支出				新基準の賃借料、地代家賃、車両費、保守料、修繕費に該当
運営費補助金収入				新基準の医業収入の「その他の医業収入」に追加
...				
利息及び配当金の受取額	受取利息配当金収入			新基準の「借入金利息支出」に該当
利息の支払額				
...	介護保険収入	介護療養施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	他の会計基準の内容を踏まえ追加
		居宅介護料収入	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入 介護予防負担金収入	
		居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	
		利用者等利用料収入	居宅介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入 管理費収入 その他の利用料収入	
		その他の事業収入	補助金収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	他の会計基準の内容を踏まえ追加
	〇〇事業収入	(保険等査定減)		介護保険収入、自立支援費収入、措置費収入、 運営費収入に係る補助金収入等は、それ ぞれの区分毎に計上。上記の大区分に含まれ ない事業の補助金収入等は〇〇事業収入に計 上
		〇〇事業収入 その他の事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入	他の会計基準の内容を踏まえ追加
借入金利息補助金収入				
経常経費寄附金収入				
事業外収入		受入研修費収入 利用者等外給食費収入 会費収入		新基準では時価会計導入により追加
雑収入				
流動資産評価益等による資金増加額		有価証券売却益 有価証券評価益		
	経常活動収入計(1)			

病院会計準則と新会計基準の勘定科目比較表

【病院会計準則】	【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】	勘定科目【B】			
科目区分	科目区分			
大区分	大区分	中区分	小区分	
<業務活動によるキャッシュ・フロー>	<経常活動による収支> 【支出】			
	人件費支出	役員報酬 職員給料 職員賞与 非常勤職員給与		他の会計基準の内容を踏まえ追加
	事務費支出	退職給付支出 法定福利費		
		福利厚生費 旅費交通費 研修費 事務消耗品費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 賃借料 保険料 地代家賃 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 職員被服費 車両費 〇〇費 雑費		
	事業費支出	給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車両費 〇〇費 雑費		
	利用者負担軽減額			
	借入金利息支出			
	固定資産除却・廃棄支出			
	事業外支出	利用者等外給食費 その他の事業活動外支出		
	雑支出			
	法人税、住民税及び事業税支出			
流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損 資産評価損		他の会計基準の内容を踏まえて追加	
	徴収不能額			
経常活動支出計(2)				
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)				
業務活動によるキャッシュ・フロー				

病院会計準則と新会計基準の勘定科目比較表

【病院会計準則】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分		大区分	中区分	小区分	
<投資活動によるキャッシュ・フロー>		<投資活動による収支>			
		【収入】			
有価証券の売却による収入 有形固定資産の売却による収入		投資有価証券売却収入 固定資産売却収入	器具及び備品売却収入 車両運搬具売却収入 〇〇売却収入		新基準では「投資有価証券売却収入」に変更 新基準では「固定資産売却収入」に変更
施設設備補助金の受入れによる収入		積立預金取崩収入	〇〇積立預金取崩収入		他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では財務活動による収入の補助金収入に計上
貸付金の回収による収入 ...		貸付金回収収入	長期貸付金回収収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入		他の会計基準の内容を踏まえて追加 新会計基準では「貸付金回収収入」に変更
		その他の収入	〇〇収入		他の会計基準の内容を踏まえて追加
		投資活動収入計(4)			
<投資活動によるキャッシュ・フロー>		<投資活動による収支>			
		【支出】			
有形固定資産の取得による支出		固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 器具及び備品取得支出 車両運搬具取得支出 〇〇取得支出		新会計基準では「固定資産取得支出」へ変更 他の会計基準の内容を踏まえて追加
有価証券の取得による支出 貸付けによる支出		投資有価証券取得支出 貸付金支出	長期貸付金支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出		新会計基準では「投資有価証券取得支出」へ変更 新会計基準では「貸付金支出」へ変更
		積立預金支出	〇〇積立預金積立支出		他の会計基準の内容を踏まえて追加
		その他の支出	〇〇支出		
		投資活動支出計(5)			
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動資金収支差額(6)=(4)－(5)			
<財務活動によるキャッシュ・フロー>		<財務活動による収支>			
		【収入】			
短期借入れによる収入		補助金収入	施設整備等補助金収入 施設整備等借入金元金償還補助金収入		キャッシュフローの科目なので新基準では非該当
長期借入れによる収入		寄付金収入	施設整備等寄付金収入 施設整備等借入金元金償還寄付金収入 長期運営資金借入金元金償還寄付金収入		他の会計基準の内容を踏まえ追加
		借入金収入	設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入		他の会計基準の内容を踏まえ追加
		事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 その他の収入	〇〇収入		
		財務活動収入計(7)			
<財務活動によるキャッシュ・フロー>		<財務活動による収支>			
		【支出】			
長期借入金の返済による支出		ファイナンス・リース債務の返済支出 元金償還支出	設備資金借入金元金償還支出 長期運営資金借入金元金償還支出 事業区分間長期借入金元金償還支出 拠点区分間長期借入金元金償還支出		新基準ではリース会計の導入により追加
短期借入金の返済による支出		事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 その他の支出 〇〇支出	〇〇支出		他の会計基準の内容を踏まえ追加
		財務支出計(8)			
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動資金収支差額(9)=(7)－(8)			
現金等の増加額(又は減少額)		予備費支出(10) 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)－(10)			
現金等の期首残高		前期末支払資金残高(12)			
現金等の期末残高		当期末支払資金残高(11)+(12)			

病院会計準則と新会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

【病院会計準則】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
【医業収益】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
入院診療収益 室料差額収益 外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益 その他の医業収益		医業収益	入院診療収益 室料差額収益 外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益 その他の医業収益	受取補助金 受託事業収益 その他の医業収益	他の会計基準の内容を踏まえて追加
保険等査定減		介護保険収益	(保険等査定減) 介護療養施設介護料収益 居宅介護料収益 居宅介護支援介護料収益 利用者等利用料収益 その他の事業収益	介護報酬収益 利用者負担金収益 介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益 介護予防負担金収益 居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益 居宅介護サービス利用料収益 食費収益 居住費収益 管理費収益 その他の利用料収益 受取補助金 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
		〇〇事業収益	(保険等査定減) 〇〇事業収益 その他の事業収益	受取補助金 受託事業収益 その他の事業収益	
サービス活動収益計(1)					
【医業費用】		<サービス活動増減の部> 【費用】			
給与費	給料 賞与 賞与引当金繰入額 退職給付費用 法定福利費	人件費	役員報酬 職員給料 非常勤職員給与 職員賞与 賞与引当金繰入 退職給付費用 法定福利費		他の会計基準の内容を踏まえて変更
材料費	医薬品費 診療材料費 医療消耗器具備品費	事業費	医薬品費 診療・療養等材料費		会計一元化により新設 新基準では「診療・療養等材料費」に計上
委託費	給食用材料費 検査委託費 給食委託費 寝具委託費 医事委託費 清掃委託費 保守委託費 その他委託費	事務費	給食費 業務委託費		他の会計基準の内容を踏まえて一本化
研究研修費	研究費 研修費		研修費		新基準では「〇〇費」に計上

病院会計準則と新会計基準の勘定科目比較表

【病院会計準則】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
【医業費用】		<サービス活動増減の部> 【費用】			
経費	福利厚生費 旅費交通費 職員被服費 通信費 広告宣伝費 消耗品費 消耗器具備品費 会議費 水道光熱費 保険料 交際費 諸会費 租税公課 医業貸倒損失 貸倒引当金繰入額	事務費	福利厚生費 旅費交通費 職員被服費 通信運搬費 広報費 事務消耗品費 会議費 水道光熱費 保険料 渉外費 諸会費 租税公課 〇〇費 雑費 印刷製本費 燃料費 修繕費 手数料 賃借料 地代家賃 保守料 車両費		新基準では「通信運搬費」へ変更 新基準では「広報費」へ変更 消耗品費と消耗器具備品費は、新基準では事務費の「事務消耗品費」、事業費の「消耗器具備品費」に計上 新基準では「渉外費」へ変更 大項目の「徴収不能額」へ計上 大項目の「徴収不能引当金繰入」へ計上 新基準では事業区分間繰入または拠点区分間繰入にて対応 他の会計基準の内容を踏まえて追加
	本部費配賦額	雑費	事業費	介護用品費 医療費 保健衛生費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 〇〇費 雑費 車両費	
設備関係費	減価償却費 器械賃借料 地代家賃 修繕費 器械保守料 固定資産税等 器械設備保険料 車両関係費	減価償却費			新基準の「賃借料」へ計上 新基準の「地代家賃」へ計上 新基準の「修繕費」へ計上 新基準の「保守料」へ計上 新基準の「保険料」へ計上 新基準の「車両費」へ計上 社会福祉法人は税込み経理のため、不必要 病院会計準則の医業外費用の「診療費減免額」に新基準の「利用者負担軽減額」が該当 他の会計基準の内容を踏まえて追加 病院会計準則の「医業貸倒損失」が新基準の「徴収不能額」に該当 病院会計準則の「貸倒引当金繰入額」が新基準の「徴収不能引当金繰入」に該当
控除対象外消費税等負担額		利用者負担軽減額 △国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入			
医業利益（又は医業損失）		サービス活動費用計（2） サービス活動増減差額（3）=（1）-（2）			

【医業外収益】		<サービス活動外増減の部> 【収益】			備考
受取利息及び配当金		受取利息配当金収益			
有価証券売却益		受取寄附金	受取寄附金 受取長期運営資金借入金元金償還寄附金		
運営費補助金収益 施設設備補助金収益		有価証券売却益 有価証券評価益 投資有価証券売却益 投資有価証券評価益			
患者外給食収益		受取借入金利息補助金 事業活動外収益	受入研修費収益 利用者等外給食収益 会費収益		新会計基準では「受取利息配当金収益」へ変更 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加 他の会計基準の内容を踏まえ追加 新基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加 新基準の医業収益の「受取補助金」に計上 他の会計基準の内容を踏まえ、追加、変更
その他の医業外収益		雑収益			
		サービス活動外収益計（4）			

【医業外費用】		<サービス活動外増減の部> 【費用】			備考
支払利息 有価証券売却損		借入金利息 有価証券売却損 投資有価証券売却損 資産評価損			
患者外給食用材料費 その他の医業外費用		事業活動外費用	有価証券評価損 資産評価損 利用者外給食用材料費 その他事業活動外費用		
診療費減免額 医業外貸倒損失 貸倒引当金医業外繰入額		雑損失			他の会計基準の内容を踏まえ、追加 新基準のサービス活動費用の「利用者負担軽減額」に計上 雑損失に計上 社会福祉法人の場合は発生しないことが前提のため繰入せず
経常利益（又は経常損失）		サービス活動外増減差額（6）=（4）-（5） 経常増減額（7）=（3）+（6）			

病院会計準則と新会計基準の勘定科目比較表

【病院会計準則】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
【臨時収益】		<特別増減の部> 【収益】			
	固定資産売却益	固定資産売却益	器具及び備品売却益 車両運搬具売却益 〇〇売却益		他の会計基準の内容を踏まえて追加
		受取施設整備等補助金	受取施設整備等補助金 受取設備資金借入金元金償還補助金		
		受取施設整備等寄附金	受取施設整備等寄附金 受取設備資金借入金元金償還寄附金		
		固定資産受贈額	〇〇受贈額		
		事業区分間繰入額 拠点区分間繰入額 その他の特別収益			
		特別収益計(8)			
【臨時費用】		<特別増減の部> 【費用】			
	固定資産売却損	固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 車両運搬具売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損		他の会計基準の内容を踏まえて追加
	固定資産除却損				
	資産に係る控除対象外消費税等負担額 災害損失	災害損失 △国庫補助金等特別積立金取崩額 国庫補助金等特別積立金積立額 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 基本金繰入額 その他の特別費用			
		その他の臨時費用			
		特別費用計(9)			
		特別増減差額(10)=(8)-(9)			
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)		税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
法人税、住民税及び事業税負担額		法人税、住民税及び事業税(12)			
		法人税等調整額(13)			
当期純利益(又は当期純損失)		当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)			
		<繰越活動増減差額の部>			
		前期繰越活動増減差額(15)			
		当期末繰越活動増減差額(16)=(14)+(15)			
		基本金取崩額(17)			
		その他の積立金取崩額(18)			
		その他の積立金積立額(19)			
		次期繰越活動増減差額(20)=(16)+(17)+(18)-(19)			

病院会計準則と新会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【病院会計準則】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (B欄の科目に対するA欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<資産の部>		<資産の部>			
流動資産	現金及び預金 医業未収金 未収金 有価証券 医薬品 診療材料 給食用材料 貯蔵品 前渡金 前払費用 未収収益 短期貸付金 役員従業員短期貸付金 他会計短期貸付金 その他流動資産 貸倒引当金	流動資産	現金預金 事業未収金 未収金 未収補助金 有価証券 受取手形 貯蔵品 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 1年以内回収見込長期貸付金 1年以内回収予定事業区分間長期貸付金 1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金 未収収益 短期貸付金 事業区分間貸付金 拠点区分間貸付金 仮払金 繰延税金資産 その他の流動資産 徴収不能引当金	医薬品 診療・療養費等材料 給食用材料	新基準では「事業未収金」 他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では「貯蔵品」へ計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では「前払金」へ変更 新基準では1年基準の導入により科目を新設 短期貸付金へ計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加
固定資産 (有形固定資産)	土地 建物 減価償却累計額 構築物 医療用器械備品 その他器械備品 車両及び船舶 放射性同位元素 その他の有形固定資産 建設仮勘定	固定資産 (基本財産)	土地 建物 減価償却累計額 基本財産特定預金		※基本財産に該当する固定資産は基本財産へ、該当しないものはその他の固定資産へ計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加
(無形固定資産)	借地権	(その他の固定資産)	土地 建物 構築物 機械及び装置 器具及び備品 車両運搬具 建設仮勘定 減価償却累計額		他の会計基準の内容を踏まえて変更 所有している場合は注記に記す 新基準では「その他の固定資産」へ計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加
(その他の資産)	ソフトウェア その他の無形固定資産 有価証券 長期貸付金 役員従業員長期貸付金 他会計長期貸付金 長期前払費用 その他の固定資産 貸倒引当金		権利 ソフトウェア 投資有価証券 長期貸付金 事業区分間長期貸付金 拠点区分間長期貸付金 〇〇積立預金 差入保証金 退職共済預け金 繰延税金資産 その他の固定資産		新基準の「権利」に計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準の「長期貸付金」に計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加 その他の固定資産に計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加
資産合計		資産の部合計			社会福祉法人の場合は発生しない

病院会計準則と新会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【病院会計準則】		【新社会福祉法人会計基準】		備考 (B欄の科目に対するA欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】		
<負債の部>		<負債の部>		
流動負債	買掛金 支払手形 未払金 短期借入金 役員従業員短期借入金 他会計短期借入金 未払費用 預り金 従業員預り金 前受金 前受収益 賞与引当金 その他の流動負債	流動負債 支払手形 事業未払金 施設整備等未払金 その他の未払金 短期運営資金借入金 役員職員短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内支払予定長期未払金 1年以内返済予定事業区分間借入金 1年以内返済予定拠点区分間借入金 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 仮受金 賞与引当金 未払法人税等 繰延税金負債 その他の流動負債		事業未払金で処理
固定負債	長期借入金 役員従業員長期借入金 他会計長期借入金 長期未払金 退職給付引当金 長期前受補助金 その他の固定負債	固定負債 設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 長期未払金 長期預り金 退職給付引当金 繰延税金負債 その他の固定負債		純資産の部の「国庫補助金等特別積立金」へ計上
負債合計		負債の部合計		
<純資産の部>		<純資産の部>		
純資産額	基本金 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	〇〇積立金		純資産額を新基準では「基本金」、「国庫補助金等特別積立金」、「その他の積立金」、「次期繰越活動増減差額」と、細分化して計上
純資産合計		純資産の部合計		
負債及び純資産合計		負債及び純資産の部合計		

(うち、当期純利益又は当期純損失)